

第1回 環境基本指針・計画検討委員会

令和7年7月8日(火) 14:30～
県庁本館5階 審議会室

1 開 会

挨拶（環境局長）

2 議 題

第七次熊本県環境基本計画の骨子（案）について

資 料 1	第七次熊本県環境基本計画の策定について
別 紙	策定体制・スキーム
資 料 2	第七次熊本県環境基本計画の項目の変更点（案）
資 料 3	第七次熊本県環境基本計画骨子（案）
参考資料 1	第四次熊本県環境基本指針の項目
参考資料 2	計画策定スケジュール
参考資料 3	現計画の章ごとの関係課一覧
参考資料 4	熊本県環境審議会要項
参考資料 5	環境基本指針・計画検討委員会設置要項
参考資料 6	熊本県環境基本指針・計画と他の計画等との関連
参考資料 7	関係法令

3 閉 会

第七次熊本県環境基本計画の策定について

1 経緯

熊本県では、平成2年(1990年)10月に全国に先駆けて「熊本県環境基本条例」を制定し、同条例第6条により環境基本指針及び環境基本計画を策定。

その後、令和3年(2021年)6月に見直しを行い、第四次熊本県環境基本指針(令和3年度～令和12年度)(以下「現指針」という。)、第六次熊本県環境基本計画(令和3年度～令和7年度)(以下「現計画」という。)を策定。

【参考】熊本県環境基本条例(抜粋)

第6条 県は、快適な環境の創造を図るため、第2条第1項に掲げる施策について基本となる指針(以下「基本指針」という。)を策定し、これに基づき、当該施策の計画的実施に努めるものとする。

2 県は、各地域における環境の自然的社会的特性を明示し、その適正な保全及び利用に資するための基本的計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 策定の必要性

現計画は令和7年度に対象期間が満了するため、新たに第七次熊本県環境基本計画(令和8年度～令和12年度)(以下「次期計画」という。)の策定が必要。

【参考】基本指針・基本計画の対象期間

年度	H3 ～ H12		H13 ～ H22		H23 ～ R2		R3 ～ R12	
基本 指針	第一次		第二次		第三次		第四次 (現指針)	
年度		H8～H12	H13～H17	H18～H22	H23～H27	H28～R2	R3～R7	R8～R12
基本 計画		第一次	第二次	第三次	第四次	第五次	第六次 (現計画)	第七次 (次期計画)

今回の策定

3 策定方針

策定にあたっての考え方

- ・ 現指針で示されている7つの環境施策の方向に従い計画を策定する。
- ・ 今後の県政の動向や、関係法令等との整合性、環境に関する国際的な取組み、国の施策、社会経済状況の変化を踏まえた内容とする。
- ・ 新たな課題や本県における課題を踏まえた効果的な目標を設定する。
- ・ 新たな展開が必要となる課題又は熊本県特有の課題のうち、特に計画期間内において県民、事業者及び行政が幅広く連携しながら重点的に取り組む必要があるものを重点テーマとする。

4 策定体制・スキーム ※「別紙」参照

- (1) 次期計画策定について、知事から熊本県環境審議会(以下「審議会」という。)に諮問。
- (2) 審議会は「熊本県環境基本指針・計画検討委員会」を設置。

- (3) 環境政策推進本部に設置されている「環境基本計画推進専門部会（以下「専門部会」という。）」で計画（骨子、素案等）について検討。
- (4) 「検討委員会」にて計画（骨子、素案等）について検討のうえ、事務局で調整。
- (5) 「(3)」、「(4)」を数回実施し、計画（パブコメ案）を作成。
- (6) パブリックコメントを実施し、県で計画（案）を作成。
- (7) 審議会で計画（案）を審議し、知事へ答申。
- (8) 答申結果をふまえて政策推進本部で審議し計画（案）を確定。
- (9) 計画（案）を議会へ上程。

※ 令和2～3年度の現指針・現計画の策定においては、「熊本県地球温暖化対策推進連携会議」を開催してCO₂削減目標等を検討したが、次期計画策定では、会議は開催せず、関係課への情報共有・意見照会を通して必要な施策を盛り込む。

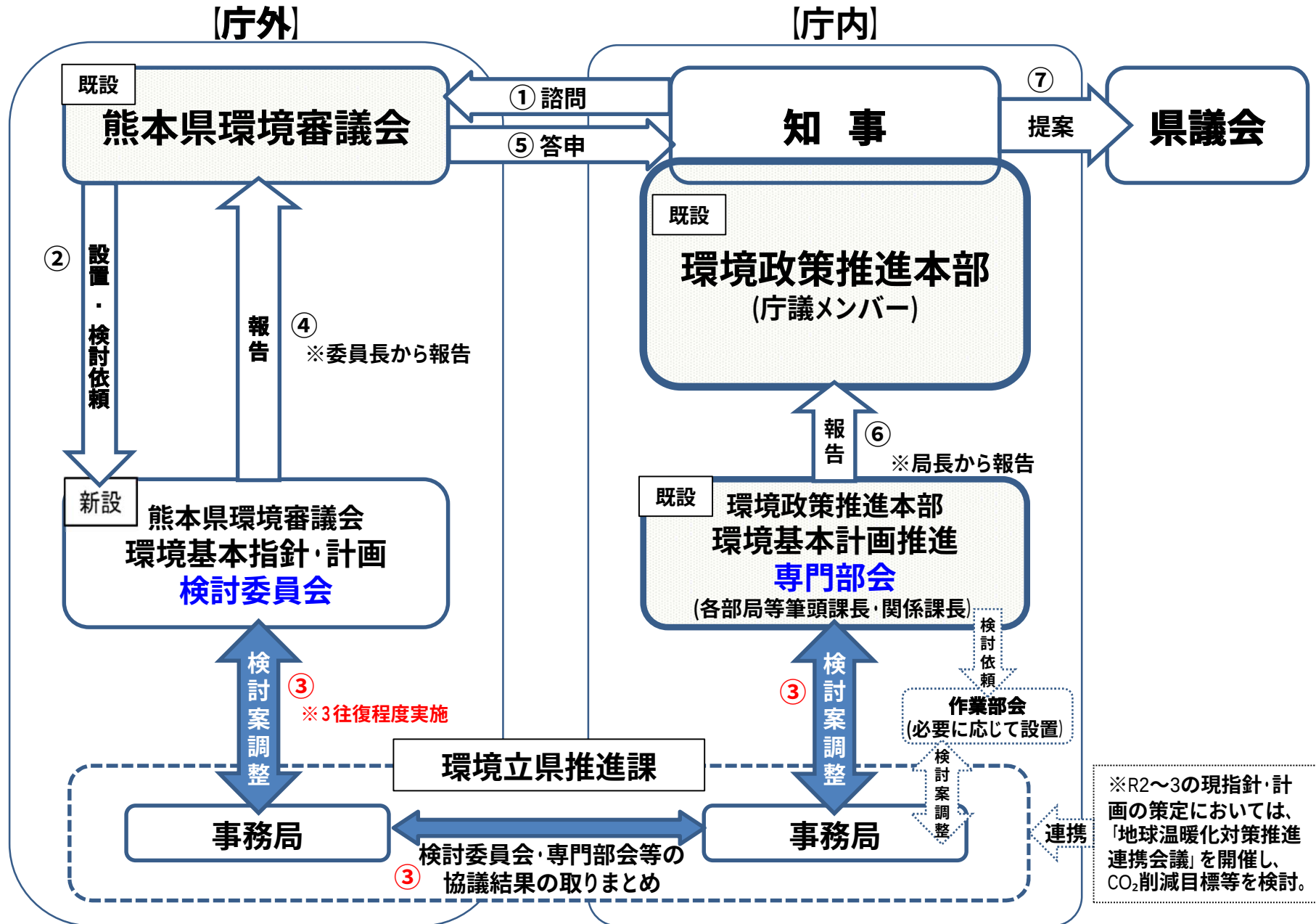
5 スケジュール(※変更になる場合もあります)

令和7年2月	熊本県環境審議会への諮問
3～4月	熊本県環境基本指針・計画検討委員会の設置
6～11月	熊本県環境政策推進本部専門部会(庁内協議)、熊本県環境基本指針・計画検討委員会(庁外協議)での検討 ※各3回程度を予定
10月	<u>常任委員会その他報告</u>
11月	計画素案とりまとめ
12月	<u>常任委員会その他報告(特別委員会その他報告)</u> パブリックコメント
令和8年1月	熊本県環境審議会からの答申 熊本県環境政策推進本部会議開催
2月	県議会へ上程
3月	環境基本計画の公表

以上

策定体制・スキーム図

別 紙



第七次熊本県環境基本計画の項目の変更点 (案)

資料2

[現行] 第六次計画：R3～R7		[次期] 第七次計画：R8～R12		新しい動き
第1編 計画の基本的事項		第1編 計画の基本的事項		
1 基本計画策定の趣旨		1 基本計画策定の趣旨		
2 基本計画の性格・位置づけ		2 基本計画の性格・位置づけ		
3 基本計画の対象地域・期間		3 基本計画の対象地域・期間		
4 基本計画の構成		4 基本計画の構成		
第2編 環境を取り巻く状況		第2編 環境を取り巻く状況		
1 環境の現状		1 環境の現状		
2 国内外の動き		2 国内外の動き		
3 前計画の成果と今後の課題		3 前計画の成果と今後の課題		
第3編 重点テーマ		第3編 重点テーマ		
1 2050熊本県内CO ₂ 排出実質ゼロ宣言		くまもとの豊かな地下水を未来へ守り、育て、生かす ～ 地下水に支えられた経済発展と地下水保全の両立～		
2 地球温暖化と気候変動の現状				
3 「緩和」と「適応」を両輪とした対策の推進				
第4編 分野別計画		第4編 分野別計画		
第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進		第1章 ゼロカーボン社会の推進		
第1節 地球温暖化対策の推進 [区域施策編]		第1節 地球温暖化対策の推進 [区域施策編]		
1 熊本県の温室効果ガス排出量の現状		(1) 2050年熊本県内CO ₂ 排出実質ゼロ宣言 (2) 地球温暖化と気候変動の現状 (3) 「緩和」と「適応」を両輪とした対策の推進 (4) 熊本県の温室効果ガス排出量の現状		
2 2050年ゼロカーボンに向けたロードマップと目標等		2 2050年ゼロカーボンに向けたロードマップと目標等		現行計画の重点テーマの内容を第1章に追加
3 温室効果ガス排出削減に向けた部門別取組み		3 温室効果ガス排出削減に向けた部門別取組み		
4 温室効果ガス排出削減及び吸収等に向けた横断的な取組み		4 温室効果ガス排出削減及び吸収等に向けた横断的な取組み		
第2節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減 (地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画) の推進 [事務事業編]		第2節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減 (地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画) の推進 [事務事業編]		
		1 再エネ設備の導入 2 省エネ設備の導入 (LED、空調等) 3 公用車の電動化 4 その他 (県有施設のZEB化、再エネ電力の調達)		※国の計画の個別の取組み目標に準じて項目立て
第2章 循環型社会の推進		第2章 サークュラーエコノミー (循環経済) への移行の実現		
第1節 資源循環の推進		第1節 サークュラーエコノミー (循環経済) の推進		
1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり		1 サークュラーエコノミー (循環経済) への移行に向けた基盤作り		
2 廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用、熱回収の推進		2 廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用、熱回収の推進		国の循環型社会形成推進基本計画の改定やくまもと新時代共創総合戦略に対応させるため変更
3 廃棄物の適正処理の推進		3 廃棄物の適正処理の推進		
4 バイオマスの利活用の推進		4 バイオマスの利活用の推進		
5 災害廃棄物の適正処理		5 災害廃棄物の適正処理		
第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現		第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現		
第1節 森林、水辺等の自然環境の保全		第1節 森林、水辺等の自然環境の保全		
1 保全のための総合的な対策の推進		1 保全のための総合的な対策の推進		
2 多様で豊かな森林づくり		2 多様で豊かな森林づくり		
3 二次的自然環境 (里地里山や阿蘇の草原など) の保全・再生		3 二次的自然環境 (里地里山や阿蘇の草原など) の保全・再生		「生物多様性くまもと戦略2030」の書きぶりに合わせて変更
4 野生鳥獣の保護・管理の推進		4 野生鳥獣の保護・管理の推進		
5 水辺環境の保全・再生		5 水辺環境の保全・再生		
第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進		第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進		
1 生物多様性の保全		1 生物多様性の保全		
2 生物多様性の恵みの持続的な利用		2 生物多様性の恵みの持続的な利用		
3 生物多様性を支える基盤づくり		3 生物多様性を守り生かす社会づくり		
第4章 安全で快適な生活環境の確保		第4章 安全で快適な生活環境の確保		
第1節 水環境に係る対策の推進		第1節 水環境に係る対策の推進		
1 健全な水循環の確保 (安定的な水の確保)		1 健全な水循環の確保 (安定的な水の確保)		
2 水質の保全策の強化 (きれいな水を守る)		2 水質の保全策の強化 (きれいな水を守る)		
3 豊かな川と海づくりの推進 (有明海・八代海再生)		3 豊かな川と海づくりの推進 (有明海・八代海再生)		地盤沈下の問題は沈静化しているため節名変更
第2節 大気環境に係る対策の推進		第2節 大気環境に係る対策の推進		
1 大気環境の監視		1 大気環境の監視		
2 発生源対策		2 発生源ごとの対策		
第3節 オゾン層の保護対策の推進		第3節 オゾン層の保護対策の推進		
第4節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進		第4節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進		
第5節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進		第5節 土壌汚染対策の推進		
第6節 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理		第6節 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理		
第7節 水銀フリー社会の実現に向けた取組み		第7節 水銀フリー社会の実現に向けた取組み		
第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造		第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造		
第9節 良好な景観及び文化財の保全・創造		第9節 良好な景観及び文化財の保全・創造		
第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進		第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の更なる推進		
第1節 気候変動の影響への適応策の推進		第1節 気候変動の影響への適応策の推進		国の「気候変動適応計画」の書きぶりに合わせ熊本県の気候変動の特徴を追加
1 基本的事項		1 基本的事項		
2 分野別気候変動適応策		2 熊本県の特徴 3 気候変動適応に関する分野別施策		
第2節 大規模災害への備え		第2節 大規模災害への備え		
1 自然生態系を活用した備え		1 自然生態系の活用やエネルギーの確保等による災害時への備え		災害時の備えの施策をまとめて整理
2 災害時に備えたエネルギー等の確保		2 災害廃棄物の適正処理		
3 災害廃棄物の適正処理		第3節 「地域循環共生圏」の構築の促進		
第3節 ニューノーマルへの社会変革		第4節 球磨川流域における「緑の流域治水」の更なる推進		
第4節 球磨川流域における「緑の流域治水」の推進		第6章 環境立県くまもと型未来教育		地域の特性や資源を活かした自立・分散化型の「地域循環共生圏」の構築に向けた取組みを記載
第6章 環境立県くまもと型未来教育		第1節 未来を支える人づくり		
第1節 未来を支える人づくり		第2節 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり		
第2節 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり		第7章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり		
第7章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり		第1節 環境アセスメントの推進		「令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン」の書きぶりに合わせて変更
第1節 環境アセスメントの推進		第2節 試験研究機関における取組み		
第2節 環境情報・研究のネットワーク化		第3節 研究情報のネットワーク化		
第3節 国際協力の推進		第4節 国際協力の推進		

第七次熊本県環境基本計画骨子(案)

1 基本計画策定の趣旨

- ・ 平成2年10月に熊本県環境基本条例を制定。同条例に基づき平成3年11月熊本県環境基本指針を、同指針に沿って平成8年12月熊本県環境基本計画を策定。
- ・ 第四次環境基本指針（令和3年度～令和12年度）、第六次熊本県環境基本計画（令和3年度～令和7年度）として見直しているが、第六次計画の計画期間が令和7年度までであることから、これまでの取組みの成果や課題とともに新たな動きを踏まえ、第七次基本計画を策定する（第四次環境基本指針の後期計画）。
- ・ これまでの取組みの成果や課題、新たな動きを踏まえ、基本指針が示す施策の方向に沿って、施策項目ごとに具体的な施策の方向性を示す。

2 基本計画の性格・位置付け

- ・ 県における環境の保全や創造に関する施策の基本となる環境分野の基本計画。
- ・ 基本計画中の次の項目に係る部分については、それぞれ各法律に定められた計画として位置付ける。
 - 地球温暖化対策の推進（第4編第1章第1節）
 - 地球温暖化防止条例に基づく 地球温暖化対策推進計画
 - 地球温暖化対策法に基づく 地方公共団体実行計画
 - 気候変動の影響への適応策の推進（第4編第5章第1節）
 - 気候変動適応法に基づく 気候変動適応計画
 - 資源循環の徹底（第4編第2章第1節）
 - 循環型社会形成推進基本法に基づく 循環型社会形成推進計画
 - 環境教育・啓発による人づくり・地域づくり(第4編第6章第1節)
 - 環境教育等促進法に基づく 都道府県行動計画

3 基本計画の対象地域・期間

対象地域は熊本県全域とし、対象期間は令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)の5年間とする。

4 基本計画の構成（骨子案）

- (1) 編構成 ※現計画から変更なし
- 第1編 「計画の基本的事項」
 - 第2編 「環境を取り巻く状況」
 - 第3編 「重点テーマ」
 - 第4編 「分野別計画」

(2) 各編構成

第1編 計画の基本的事項

基本計画策定の趣旨、性格、位置付け、対象地域・期間、構成について記載。

第2編 環境を取り巻く状況

- 1 環境の現状
- 2 国内外の動き
- 3 前計画の成果と今後の課題

変更点:第2編では大枠を示し、現状の詳細は各章(若しくは各節)記載

第3編 重点テーマ

重点テーマの内容を地下水に変更

計画期間において特に重点的な取組みが必要となる施策を重点テーマとしている。

(テーマ名) くまもとの豊かな地下水を未来へ守り、育て、生かす

～地下水に支えられた経済発展と地下水保全の両立～

(主な内容)

- ・ 熊本県への半導体関連企業進出による地下水への関心の高まり
- ・ 地下水保全推進本部の発足について
- ・ 地下水への影響の見える化、地下水利用の影響の最小化の取組み
- ・ 熊本県地域地下水総合保全管理計画、熊本県地下水保全条例の概要

第4編 分野別計画

※二重下線は現行計画からの変更部分

基本指針が示す7つの施策の方向を「章」とし、施策項目を「節」として、具体的な施策の方向を示すとともに、「数値目標」を掲げる。

※施策の見せ方

- ・ 各章ごとに「現状」を記載。
(現計画では、第2章、第3章、第4章、第6章、第7章の現状の記載なし。)
- ・ 課題と施策の方向性は1対1にする。
- ・ また、施策の具体的な内容は、施策の方向性の後に「・」で箇条書きにする。
- ・ 箇条書きの項目について、毎年度の成果の管理に利用する。

第1章 ゼロカーボン社会の推進

【策定のポイント】

- ・ 最終目標(2050年ゼロカーボン)に向けた施策の方向性は、現行計画から大きな変更なし。
- ・ 現在、「温室効果ガス排出量等の将来推計」「削減目標達成に必要な削減策の積み上げ」等の時点修正のため地球温暖化対策に係る基礎調査を業務委託により実施中。詳細については、調査結果を踏まえて検討していく。

第1節 地球温暖化対策の推進【区域施策編】

1 地球温暖化対策の現状

- (1) 2050年熊本県内CO₂排出実質ゼロ宣言
- (2) 地球温暖化と気候変動の現状
- (3) 『緩和』と『適応』を両輪とした対策の推進
- (4) 熊本県の温室効果ガス排出量の現状

現行計画の重点テーマでの
記載内容を1章に追加

2 2050年ゼロカーボンに向けたロードマップと目標等

- (1) 熊本県のCO₂排出量の将来予測
- (2) 2050年ゼロカーボンに向けた戦略
 - 戦略1 省エネルギーの推進
 - 戦略2 エネルギーシフト
 - 戦略3 電気のCO₂ゼロ化
 - 戦略4 その他のCO₂の実質ゼロ化
- (3) 2050年ゼロカーボンに向けたロードマップ
 - ・ 4つの戦略を踏まえた2030年及び2050年の削減目標に向けたロードマップ
- (4) 2050年の熊本県のあるべき姿
「命を守り、地域を生かすエネルギー利用で実現するゼロカーボン社会・くまもと」
- (5) 計画目標
 - ① 計画の基本的事項
 - ② 温室効果ガス削減目標
 - (最終目標) 令和32年(2050年)までに県内のCO₂排出量を実質ゼロとします。
 - (中間目標) 令和12年度(2030年度)までに県内の温室効果ガス排出量50%削減を目指します。
 - ③ 横断的な取組みに係る目標

3 温室効果ガス排出削減に向けた部門別取組み

- (1) 家庭部門
- (2) 産業・業務部門
- (3) 運輸部門
- (4) 廃棄物部門

4 温室効果ガス排出削減に向けた横断的な取組み

- (1) 再生可能エネルギーの導入推進
- (2) CO₂吸収源及びイノベーションによるCO₂固定等の推進

- (3) 2050年ゼロカーボンに向けた広域連携
- (4) 県民運動の推進

第2節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

(地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画)の推進【事務事業編】

- (1) 再エネ設備の導入
- (2) 省エネ設備の導入(LED、空調等)
- (3) 公用車の電動化
- (4) その他(県有施設のZEB化、再エネ電力の調達等)

国の計画の個別の取組み目標に応じて項目化して記載

第2章 サークュラーエコノミー(循環経済)への移行の実現

【策定のポイント】

- ・ 「サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行の実現」を目標にそれぞれ小節の施策を記載。
- ・ 具体的な内容は「第6期熊本県廃棄物処理計画」検討委員会で検討中。
 ※ サークュラーエコノミー(循環型社会)…大量消費・大量廃棄型の経済から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する新たな経済システム(循環型経済)を目指すもの。

第1節 サークュラーエコノミー(循環経済)の推進

1 サークュラーエコノミー(循環経済)への移行に向けた基盤づくり

循環型社会形成に向けた取組みを強化するために、従来の延長線上の取組みを強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行型の線形的な経済から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する新たな経済システムであるサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を推進する。

- ・ 動脈産業と静脈産業の事業者や研究機関等が交流する場を作る
- ・ 県民の環境負荷の少ないライフスタイル移行に向けた意識醸成
- ・ 環境配慮設計製品やシェアリング等の新たなビジネスに対する支援

2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収等の推進

- ・ 循環資源が活用されるよう関係者間で連携する仕組みの構築

3 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 省エネルギー化等に配慮したエネルギー回収効率の高いごみ焼却施設の整備

4 バイオマスの利活用の推進

- ・ 食品廃棄物のバイオマス利活用推進、バイオマス資源最大活用による環境負荷軽減化等

5 災害廃棄物の適正処理

- ・ 大規模災害時に自治体間での連携・支援を行える体制の確保
- ・ 災害時のアスベスト対策

第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

【策定のポイント】

- ・ 現行計画から大きな変更なし。
- ・ 第2節に、令和5年3月策定の「生物多様性くまもと戦略2030」の内容を盛り込む。

第1節 森林、水辺等の自然環境の保全

1 保全のための総合的な対策の推進

自然環境保全に向けた取組みを進める。

- ・ 条例に基づく自然公園、自然環境保全地域の適正な管理等
- ・ 自然公園の老朽化への対応
- ・ 自然環境保全意識の醸成
- ・ 温泉資源の保護、掘削等による影響の未然防止

2 多様で豊かな森林づくり

水源の涵養、自然災害の防止、生物多様性の保全、地球温暖化防止など多様で豊かな森林の恵みを次世代に引き継ぐ取組みを進める。また、県民が主体的に森林づくりに参加できる取組みを支援する。

- ・ 伐採後の再生林の推進
- ・ 森林ガイド、森林自然観察・体験教室等の実施

3 二次的自然環境(里地里山や阿蘇の草原など)の保全・再生

農村、中山間地域、棚田、阿蘇の草原などの二次的自然環境の保全・再生を進める。

- ・ 農村の活動組織の強化(企業や大学等とのマッチング)
- ・ 都市住民等による棚田保全等への参加促進
- ・ 阿蘇の草原の野焼きの後継者育成

4 野生鳥獣の保護・管理の推進

野生鳥獣の生息環境の保護を図るとともに、農作物への被害を減らすための管理を進める。

- ・ 鳥獣保護区や休猟区などの指定の更新による、野生鳥獣の保護と管理のバランスの適正化
- ・ 地域ぐるみでの「えづけSTOP! 対策」の実施
- ・ ニホンジカ、イノシシの捕獲対策としての一部鳥獣保護区の見直し・特例休猟区への移行

5 水辺環境の保全・再生

河川、沿岸域、海域(藻場・干潟)などの水辺環境の保全・再生に向けた取組みを進める。

- ・ 河川の「治水」「利水」に加え、環境に配慮した「川床掘削ガイドライン」の策定
- ・ 「海岸保全基本計画」に基づく、海岸保全施設の整備
- ・ 環境保全活動の推進

第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進

1 生物多様性の保全

生物多様性を保全するための取組み、特定外来生物の根絶に向けた対策を講じる。

- ・ 自然環境保全地域での開発行為の指導
- ・ 保護が必要な指定種や保護区の見直し
- ・ 外来生物対策の普及・監視体制・情報提供体制の充実

2 生物多様性の恵みの持続的な利用

生物の恵みを持続的に利用できるよう、開発事業における環境配慮の促進や自然環境の保全を進める。

- ・ 環境アセスメントの適切な運用
- ・ 自然を活用した地域づくり
- ・ 森林や海域環境の保全

3 生物多様性を守り生かす社会づくり

生物多様性の重要性や絶滅危惧種について、県民の理解を深めるための取組みを進める。

- ・ 自然環境教育の推進及び自然普及啓発や教育機会の増加
- ・ 「レッドデータブックくまもと2019」及び「レッドデータリストくまもと2024」による周知

第4章 安全で快適な生活環境の確保

【策定のポイント】

- ・ 現行計画から大きな変更なし。
- ・ 新たな取組みは、具体の施策で整理。

第1節 水環境に係る対策の推進

1 健全な水環境の確保(安定的な水の確保)

半導体関連企業の集積が進む中で、地下水取水に対する県民の不安が増加。県民が地下水の恵みを将来にわたって享受するため、健全な水循環の維持・確保を図る。さらに、地下水に関する県民の不安感解消のため、地下水に関する情報発信を行う。

- ・ 水田湛水事業や水稻作付面積の拡大
- ・ 阿蘇地域のかん養を維持するための取組み
- ・ 地下水をリアルタイムで確認できる影響シミュレーションの実施

2 水質の保全策と強化(きれいな水を守る)

令和6年3月策定の「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県計画」に基づき、硝酸性窒素対策を推進する。令和2年に国が要監視項目に追加し指針値を設定したPFOS・PFOAについて状況把握を効果的に進めていく。また、半導体関連企業の集積に伴う環境への影響を把握する。

- ・ 硝酸性窒素対策に対する各市町村の個別計画策定支援
- ・ PFOS及びPFOAの水質調査
- ・ 環境モニタリングの実施・情報公開

3 豊かな川と海づくりの推進(有明海・八代海等の再生)

有明海・八代海等の豊かな自然環境を次世代に継承するため、「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」に基づき、海域環境の保全及び改善に向けた総合的な取組みを進める。

- ・ 生活排水や事業場の排水対策

- ・ 環境保全・環境教育の啓発活動の推進

第2節 大気環境に係る対策の推進

1 大気環境の監視

人の健康及び生活環境に対する大気環境被害を未然に防ぐため、常時監視及び県民への情報提供を行う。

- ・ 県民への被害を防止する体制づくり
(大気環境の常時監視・注意報等の発令体制確保)
- ・ 酸性雨の常時監視

2 発生源ごとの対策

大気汚染の原因となる、アスベスト、ばい煙、自動車の排出ガス等について、発生源(汚染物質)ごとの対策・指導を進める。

- ・ 大気汚染物質を排出する施設等を有する工場に対する立入検査
- ・ 県有施設におけるアスベストの調査・措置
- ・ 大気汚染防止法の改正(R2)による建築物の解体時の監視指導体制強化

第3節 オゾン層の保護対策の推進

オゾン層の破壊の原因となるフロン類の排出抑制、フロン製品廃棄時の回収率向上、フロン類回収業者に対する立入検査等、フロン管理の適正化を進める。

第4節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

感覚公害とも呼ばれる騒音、振動、悪臭問題への解決に向け市町村と連携した取組みを進める。光害についての普及啓発、大規模小売店舗への助言・指導等を進める。

第5節 土壌汚染対策の推進

有害物質による土壌汚染を未然に防ぐための対策、汚染状況把握、汚染が確認された際の拡大防止のための区域指定・汚染除去計画等の指導を進める。

第6節 化学物質・放射線物質の環境リスクの評価・管理

PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)に基づく、化学物質を取り扱う事業者の届出の徹底、化学物質の実態把握・事業者への指導を進める。

第7節 水銀フリー社会の実現に向けた取組み

水銀フリー社会の実現に向け、県民の理解醸成を図る取組み、県有施設のLED化、水銀研究を行う留学生の受け入れ・支援等を進める。

第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造

快適な生活環境を守るために緑化を進めていく取組み、ゆとりの空間である都市公園の整備・維持管理を進める。

第9節 良好な景観及び文化財の保全・創造

良好な景観の形成及び文化財の保護・創造に向けた取組みを進める。

- ・ 条例や計画に基づく届出制度の指導の徹底、屋外広告物の安全性の確保等

- ・ 太陽光発電施設の景観への影響軽減(R4景観条例に基づく届出対象に位置付け)
- ・ 世界文化遺産の保全
- ・ 「熊本県文化財保存活用大綱」に基づく文化財の保全・活用

第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

【策定のポイント】

- ・ 現行計画から大きな変化なし。
- ・ 「気候変動の影響への適応」と「大規模災害への備え」等で類似した取組みが記載されているため、「再掲」等で後述の項目で必要な取組みであることを分かりやすくする。

第1節 気候変動の影響への適応

1 基本的事項

猛暑や豪雨のリスクの高まりなど、気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」の必要性、推進体制(気候変動適応センター)等について記載する。

2 熊本県の特徴

熊本県の気候変動の特徴・これまでの経過、現状、今後の予測等について記載する。

3 気候変動適応に関する分野別適応策

国の気候変動適応計画で示された「農林水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「県民生活」の7つの分野における適応策を記載する。

(1) 農林水産業

各分野における気候変動への影響に関する適応策

- ・ 農業(水稻、果樹、園芸作物、畜産、病害虫・雑草、農業生産基盤等)
- ・ 林業(木材生産(人工林)、特用林産物(キノコ類等)、病害虫等)
- ・ 水産業(回遊性魚介類(魚類等の生態)、増養殖業等)

(2) 水環境・水資源

水環境(河川、沿岸域及び閉鎖性海域)への影響に関する適応策

水資源への影響に関する適応策

(3) 自然生態系

陸域生態系、淡水生態系及び海岸生態系への影響に関する適応策

(4) 自然災害・沿岸域

河川(洪水・内水面)、沿岸(海面上昇、高潮、高波)及び山地(土石流、土すべり等)における自然災害に関する適応策

(5) 健康

暑熱(死亡リスク、熱中症)及び感染症(節足動物媒体感染症)に関する適応策

(6) 産業・経済活動

製造業、商業、建設業等、エネルギー需要及び観光業に関する適応策

(7) 県民生活

インフラ・ライフライン等(水道、道路)その他(暑熱による生活への影響、県民への理解促進)の施策

第2節 大規模災害への備え

1 自然生態系を活用した備えや災害時に備えたエネルギーの確保等

令和2年7月豪雨災害をはじめ、近年、山地における甚大な自然災害が頻発化しているため、自然生態系(自然環境)を活かした備え及び災害が起きた際の備えとしてのインフラ(電気・水道)の整備を進める。

- ・ 災害に強い森林づくり
- ・ 災害に強い再生可能エネルギー等の確保
- ・ 下水道の耐震化・耐水化の推進及び被災時の下水処理機能の早急回復に向けた対応力強化

2 災害廃棄物の適正処理

大規模災害時には、大量かつ様々な性状の災害廃棄物を短期間で処理する必要があるため、災害廃棄物を適正処理する体制を確保していく。

- ・ 熊本県災害廃棄物処理対策連携協議会による情報共有・人材育成

第3節 「地域循環共生圏」の構築の推進

「地域循環共生圏」の構築のためには、環境・社会・経済の課題を事業者・県・市町村等が個別に実施するのではなく、事業主体に共感者が、有機的に推進していく状態にする必要がある。そうした有機的なつながりを形成するための取組みを進める。

- ・ 地域の課題解決に取り組もうとする意識醸成のための環境教育の推進
- ・ 支援体制を構築する施策等の推進(ボランティア活動、温暖化防止活動推進員等の活用)
- ・ 成功事例の情報収集・情報発信

※ 地域環境共生圏…それぞれの地域において環境・社会・経済の課題を解決していく「自立・分散型の持続可能な社会」を示す概念(ローカル SDGsとも呼ばれる)。国の「第五次環境基本計画」で打ち出されたもの。

第4節 球磨川流域における「緑の流域治水」の更なる推進

令和2年7月豪雨を経験した球磨川流域について、自然環境との共生を図りながら、国、県、流域市町村、住民等の力を結集して「緑の流域治水」を推進する。

- ・ 川辺川の流水型ダム環境への影響の最小化に向けた検討及び環境保全措置の具体化
- ・ 砂防関係施設の整備
- ・ 地域と連携した水田貯留機能のフル活用による「田んぼダム」の推進

第6章 環境立県くまもと型未来教育(環境立県推進課)

【策定のポイント】

- ・ 現行計画から大きな変化なし。
- ・ 第1節の「未来を支える人づくり」の内容を小項目立てすることで、人づくりの過程をイメージしやすくする。

第1節 未来を支える人づくり

(1) 熊本の未来を支える人づくり

あらゆる世代を対象にした環境教育・環境学習を多様な主体が連携して推進することで、社

会の変化に適切に対応し、人を思いやり、生きる力のある豊かな熊本の未来を支える人づくりを進める。

(2) 地域資源を活用した環境教育・学習の充実

(3) 水俣病をはじめとする環境に関する様々な課題への対応

(4) 情報発信の充実

第2節 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり

県民一人ひとりが環境問題を自分のこととして考えることができる地域づくりを進める。

第7章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

【策定のポイント】

- ・ 現行計画から大きな変化なし。

第1節 環境アセスメントの推進

持続可能な社会を実現するため、環境影響評価法や環境影響評価条例の制度の周知や適切な運用を推進し、開発事業における環境配慮を促進する。

第2節 試験研究機関における取組み

県の試験研究機関における環境分野の取組みを記載する。

第3節 研究情報のネットワーク化

環境に関する情報を効果的に発するためネットワーク化を進める。

第4節 国際協力の推進

開発途上国や新興国では未だに水銀被害が発生している中で、本県が有する水俣病の訓練や水銀対策の知見・技術を国外に広めていく。

- ・ 熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの「連携大学院」における留学生の支援
- ・ 外国からの人材受入れ及び人材育成の推進

第四次熊本県環境基本指針の項目 [R3～12]

1 基本指針策定の趣旨

2 基本的な考え方

(1) 人と環境の望ましいあり方

(2) 5つの目指すべき姿

- ① ゼロカーボン社会
- ② 循環型社会
- ③ 自然共生社会
- ④ 安全で快適な生活環境
- ⑤ 様々なリスクに備えた社会

(3) 取組みを推進するにあたっての考え方

- ① SDGSや地域環境共生圏の考え方を踏まえた課題解決
- ② あらゆる主体におけるパラダイムシフト(変革)

(4) 環境施策の方向性

- ① ゼロカーボン社会・くまもとの推進
- ② 循環型社会の推進
- ③ 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現
- ④ 安全で快適な生活環境の確保
- ⑤ リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進
- ⑥ 環境立県くまもと型未来教育
- ⑦ 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

3 推進体制の整備

(1) すべての主体との協働による推進体制

(2) 県における推進体制

4 点検と評価

計画策定スケジュール

参考資料2

日時	事柄	内容・資料等
R7.5.13	庁内照会	骨子案作成に向けた「現状」「課題」「施策の方向性」の照会
R7.5.12～20	二役レク	策定概要及び骨子案
R7.6.24	第1回専門部会(庁内)	・計画策定概要 ・計画の項目(目次)の変更内容 ・計画骨子案
R7.7.8	第1回検討委員会(庁外)	
R7.7.15	庁内照会(×切7/31)	・第1、2編(事務局作成)の文章の確認 ・個別計画(第4編)の素案作成 ・数値目標(現行計画の成果と次期計画の値) ・コラムの掲載内容依頼 ・関係法令確認(第2編に掲載) ・第1回検討委員会での御意見一覧
R7.8.1～	素案作成(事務局)	・素案に関する各課との調整作業
R7.8.20	第2回専門部会(庁内)※書面	・計画概要(A3で1枚。12月常任委員会での使用を想定) ・計画(素案) ・数値目標一覧 ・第1回検討委員会での意見一覧
R7.9.3	第2回検討委員会(庁外)	
R7.9.10	各課照会 ×切(9/24)	・検討委員会の御意見を踏まえた計画素案の最終確認
R7.9.24～	パブコメ素案作成(事務局)	・パブコメ案に関する各課との調整作業
R7.10月上旬	経済環境常任委員会	その他報告:策定概要
R7.10.14	第3回 専門部会(庁内)※書面	・計画概要 ・パブコメ素案
R7.10.21	第3回 検討委員会(庁外)	
R7.10月末	二役レク	県議会に報告する素案(パブコメ案)の報告
R7.12月上旬	経済環境常任委員会、海の再生及び環境対策特別委員会	その他報告:計画概要とパブコメ案(全体像)の説明
R7.12-R8.1	パブコメ期間	
R8.1月中旬	熊本県環境審議会	案審議、答申
R8.1中旬	環境政策推進本部	案審議
R8.1月下旬	計画案の議会への提案伺い起案	
R8.2月	2月定例会	議会で計画案を議決
R8.3月	環境基本計画の公表	・県ホームページ ・冊子配布(議会、県内各施設、図書館等)

現計画の章ごとの関係課一覧

参考資料3

第六次熊本県環境基本計画の項目			
章	節	小節	関係課
第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進	第1節 地球温暖化対策の推進〔区域施策編〕	1 熊本県の温室効果ガス排出量の現状	環境立県推進課
		2 2050年ゼロカーボンに向けたロードマップと目標等	環境立県推進課、エネルギー政策課、森林整備課、森林保全課
		3 温室効果ガス排出削減に向けた部門別取り組み	環境立県推進課、消費生活課、建築課、エネルギー政策課、交通政策課、空港アクセス鉄道整備推進課、循環社会推進課、産業支援課、道路保全課、下水環境課
		4 温室効果ガス排出削減及び吸収等に向けた横断的な取り組み	エネルギー政策課、環境立県推進課、森林整備課、林業振興課、森林保全課、循環社会推進課
	第2節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減		人事課、財産経営課、企画課、健康福祉政策課、環境立県推進課、商工政策課、観光文化政策課、農林水産政策課、監理課、会計課、宮繕課、企業局総務経営課、教育政策課、施設課、県警第二課 ※全庁的な取り組みのため、各部(局)筆頭課を関係課として記載しています。
第2章 循環型社会の実現	第1節 資源循環の推進	1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり	循環社会推進課、高校教育課、義務教育課
		2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進	循環社会推進課、
		3 廃棄物の適正処理の推進	循環社会推進課、環境立県推進課
		4 バイオマスの利活用の推進	循環社会推進課、林業振興課、エネルギー政策課
		5 災害廃棄物の適正処理	循環社会推進課
第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現	第1節 森林、水辺等の自然環境の保全	1 保全のための総合的な対策の推進	薬務衛生課、自然保護課、森林保全課、エネルギー政策課
		2 多様で豊かな森林づくり	森林整備課、森林保全課
		3 二次的自然環境(里地里山や阿蘇の草原など)の保全・再生	地域振興課、農業技術課、むらづくり課、森林整備課、森林保全課
		4 野生鳥獣の保護・管理の推進	自然保護課、むらづくり課
		5 水辺環境の保全・再生	環境立県推進課、漁港漁場整備課、水産振興課、河川課
	第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進	1 生物多様性の保全	自然保護課、むらづくり課、文化課
		2 生物多様性の恵みの持続的な利用	環境保全課、農業技術課、森林整備課、森林保全課、漁港漁場整備課、水産振興課
		3 生物多様性を支える基盤づくり	自然保護課
第4章 安全で快適な生活環境の実現	第1節 水環境に係る対策の推進	1 健全な水環境の確保(安定的な水の確保)	環境立県推進課、環境保全課、農業技術課、森林整備課、森林保全課
		2 水質の保全策の強化(きれいな水を守る)	環境保全課、農業技術課、下水環境課、畜産課
		3 豊かな川と海づくりの推進(有明海・八代海再生)	環境立県推進課、環境保全課、水産振興課
	第2節 大気環境に係る対策の推進	1 大気環境の監視	環境保全課
		2 発生源対策	交通政策課、環境保全課、都市計画課
	第3節 オゾン層保護対策の推進		環境保全課、循環社会推進課
	第4節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進		環境保全課
	第5節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進		環境保全課
	第6節 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理		環境保全課
	第7節 水銀フリー社会の実現に向けた取組		環境政策課、循環社会推進課
	第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造		都市計画課、道路保全課
第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進	第1節 気候変動の影響への適応	1 基本的事項	環境立県推進課
		2 分野別気候変動適応策	農産園芸課、農業技術課、畜産課、農村計画課、林業研究研修センター、水産振興課、環境立県推進課、自然保護課、砂防課、健康づくり推進課、体育保健課、健康危機管理課、危機管理防災課、商工政策課、エネルギー政策課、観光文化政策課、環境保全課、県警総務課
	第2節 大規模災害への備え	1 自然生態系を活用した備え	森林整備課、森林保全課、エネルギー政策課、環境立県推進課、下水環境課、循環社会推進課、環境保全課
		2 災害時に備えたエネルギー等の確保	
		3 災害廃棄物の適正処理	
	第3節 ニューノーマルへの社会変革		環境立県推進課、自然保護課
	第4節 球磨川流域にける「緑の流域治水」		球磨川流域復興局、農村計画課
第6章 環境立県くまもと型未来教育	第1節 未来を支える人づくり		環境立県推進課、義務教育課、高校教育課、水俣病保健課、循環社会推進課、自然保護課
	第2節 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり		環境立県推進課、環境保全課
第7章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり	第1節 環境アセスメントの推進		環境保全課
	第2節 環境情報・研究ネットワーク化		保健環境科学研究所、農業研究センター、水産振興課、水産研究センター、林業研究・研修センター、産業技術センター、環境立県推進課、
	第3節 国際協力の推進		環境政策課、観光文化政策課

熊本県環境審議会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県環境基本条例(以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、熊本県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(議事)

第3条 会長は議長として、審議会の議事を整理する。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、議事に関し必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(部会)

第5条 審議会に常設する部会は、水保全部会、自然保護部会、鳥獣部会及び温泉部会とする。

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

(部会の組織)

第6条 部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会は、当該部会に属する委員及び特別委員の合計の過半数の出席をもって成立する。

4 部会の議決は、出席した委員及び特別委員の合計の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(諮問の付議)

第7条 会長は、知事の諮問を受けた場合は当該諮問を適当な部会に付議することができる。

(部会決議の取扱い)

第8条 条例第16条第2項の規定による「その定めるところ」とは、次のとおりとする。

1 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(準用規定)

第9条 第2条から第4条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成6年11月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年1月25日から施行する。

別 表

水保全部会	1 環境基本法第16条に基づく公共用水域の類型指定に関する事 2 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例に関する事 3 水質汚濁防止法第16条に基づく公共用水域及び地下水の水質測定計画に関する事 4 熊本県生活環境の保全等に関する条例に関する事 5 熊本県地下水保全条例に関する事 6 その他、公共用水域の水質及び地下水の保全に関する事
自然保護部会	1 自然環境保全地域等の指定、指定の解除又は区域の変更に関する事 2 自然環境保全計画等の決定、廃止又は変更に関する事 3 国定公園の指定、指定の解除又は区域の変更に関する事 4 国定公園の公園計画及び公園事業の決定、廃止又は変更に関する事 5 県立自然公園の指定、指定の解除又は区域の変更に関する事 6 県立自然公園の公園計画及び公園事業の決定、廃止又は変更に関する事 7 外来種の公表に関する事 8 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定又は指定の解除に関する事 9 生息地等保護区及び管理地区の指定又は指定の解除に関する事 10 その他自然保護行政に関する事
鳥獣部会	1 鳥獣保護事業計画の決定又は変更に関する事 2 特定鳥獣保護管理計画の決定又は変更に関する事 3 狩猟鳥獣の捕獲の禁止若しくは制限に関する事 4 鳥獣保護区の指定及び区域の拡大、特別保護地区の指定及び区域の拡大に関する事 5 猟区内における狩猟鳥獣の保護養殖のための施設の整備等猟区の維持管理事務の委託に関する事 6 その他鳥獣の保護及び狩猟行政に関する事
温泉部会	1 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可、不許可の処分に関する事 2 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の取消処分に関する事 3 温泉採取の制限の処分に関する事 4 その他温泉行政に関する事

熊本県環境基本指針・計画検討委員会設置要項

（設置）

第1条 熊本県環境基本指針・熊本県環境基本計画のあり方について検討を行うため、熊本県環境審議会に熊本県環境基本指針・計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、熊本県環境審議会の委員及び特別委員のうちから会長が指名する者（以下「委員会委員」という。）10名程度で組織する。

2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員会において選任する。

3 委員会は、委員会委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の決定は、出席した委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議）

第3条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員会委員に通知するものとする。

2 委員長は議長として、委員会の議事を整理する。

（委員会決定の取扱い）

第4条 委員長は、委員会の決定を審議会で報告するものとする。

（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

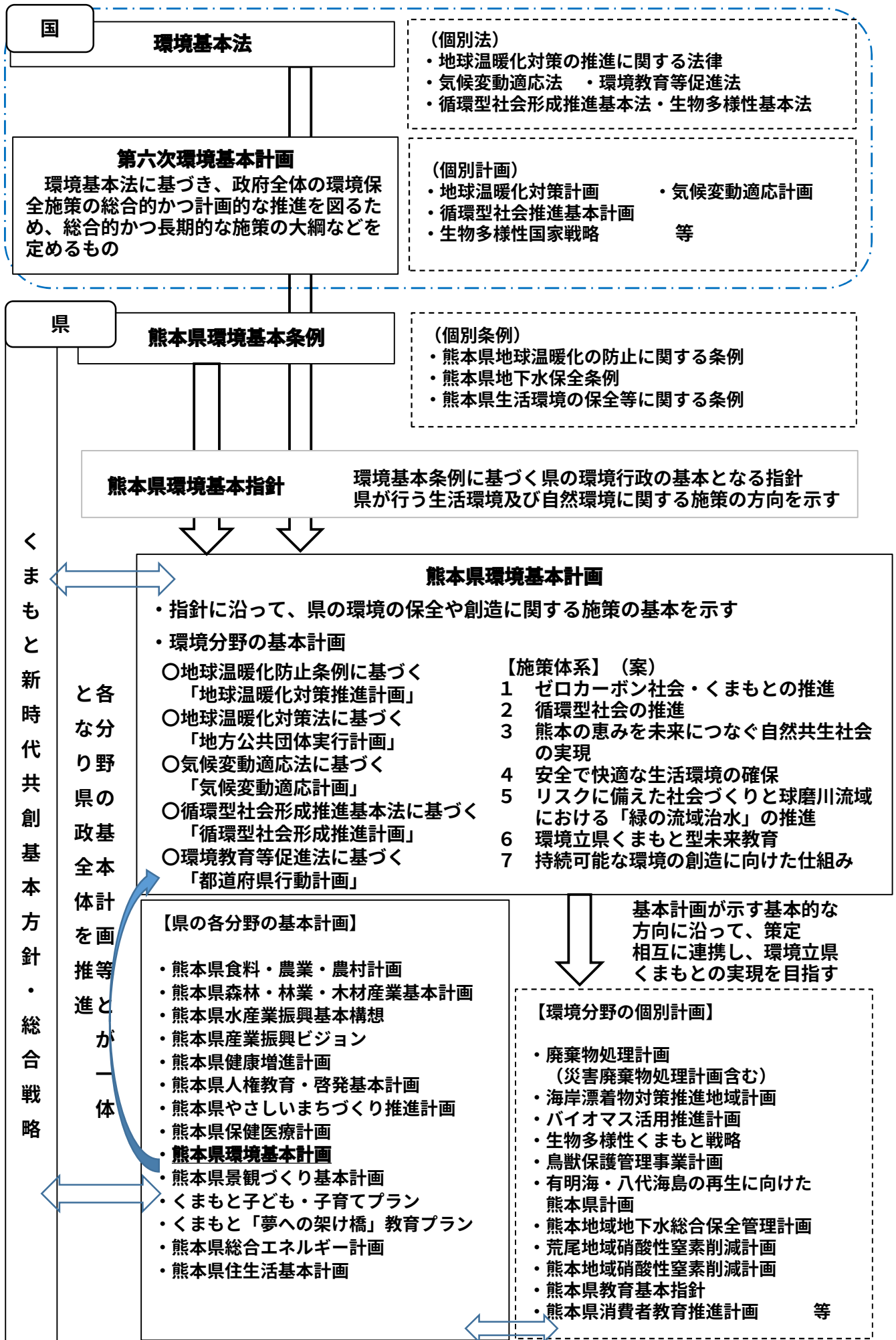
この要項は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

熊本県環境基本指針・計画検討委員会委員名簿

委員一覧

(敬称略 50 音順)

分野	委 員	摘要
専門有識者		
気象学 環境動態解析	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授 一柳 錦平	
草地生態学	東海大学農学部 教授 岡本 智伸	
水文学・地下水	熊本大学 特任教授・名誉教授 嶋田 純	副委員長
大気・化学物質	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授 小島 知子	
環境経済	熊本学園大学経済学部 准教授 坂上 紳	
植物	熊本大学 名誉教授 高宮 正之	委員長
行政、県民、各界		
環境保全活動団体 (事業者)	熊本県環境保全協議会副会長 本田技研工業(株)熊本製作所生産業務部長 今村 淳一郎	
農業	J A熊本県女性組織協議会 理事 太田 桂子	
温暖化対策、 再エネ	株式会社球磨村森電力 代表 中嶋 崇史	
消費者団体	熊本県生活協同組合連合会 理事 中野 祐子	



<関係法令>

■熊本県環境基本条例（抜粋）

（県の責務）

第2条 県は、快適な環境の創造を図るため、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

（1）公害の防止、廃棄物の適正処理、都市及び農村の景観の形成、身近な緑及び水辺の確保、文化財の保護及び歴史的街並みの保存その他生活環境に関する施策

（2）森林の保全、地下水の保全、河川の浄化、海洋の汚染防止、自然環境の形成及び野生動植物の保護その他自然環境に関する施策

（環境施策に関する基本指針等の策定）

第6条 県は、快適な環境の創造を図るため、第2条第1項各号に掲げる施策について基本となる指針（以下、「基本指針」という。）を策定し、これに基づき、当該施策の計画的実施に努めるものとする。

2 県は、各地域における環境の自然的社会的特性を明示し、その適正な保全及び利用に資するための基本的計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

3 基本指針は、熊本県環境審議会の意見を聴いて定めなければならない。

4 基本計画は、熊本県環境審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

■地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

■熊本県地球温暖化の防止に関する条例（抜粋）

（地球温暖化対策推進計画の策定）

第10条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関

する計画(以下「地球温暖化対策推進計画」という。)を定めるものとする。

2 地球温暖化対策推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に係る目標

(2) 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

3 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めるに当たっては、国の地球温暖化対策に関する計画等を参考にするとともに、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある計画について、当該計画の目的の達成との調和を図りつつ、連携して温室効果ガスの排出の抑制等に資するよう配慮するものとする。

4 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、熊本県環境審議会(第52条において「審議会」という。)及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年度、地球温暖化対策推進計画の実施状況について公表するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、地球温暖化対策推進計画の変更について準用する。

■気候変動適応法(抜粋)

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域気候変動適応計画)

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

■循環型社会形成推進基本法(抜粋)

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

■環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（抜粋）

（都道府県及び市町村の行動計画）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。